

第3回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月29日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時45分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について

4. 報告事項

(1) 農地中間管理事業に伴う農地利用集積計画に係る賃借料の変更について

(2) 農地賃貸借権解約について

(3) 非農地証明願出について

(4) 農地法第3条の規定による許可証明願出について

5. 出席委員(29人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員	1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
	4番 大友 清基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
	7番 佐伯 美和	8番 渡邊 正明	9番 阿部 芳昭
	10番 相澤 喜美	11番 松浦 岩男	12番 入間川 昭一
	13番 佐藤 勝浩	14番 大内 繁徳	

推進委員	1番 大内 伸一	2番 山路 康則	3番 菅野 弘一
	5番 長田 満	6番 渡邊 定信	7番 墨繪 広之
	8番 引地 恒裕	9番 武田 由美子	10番 浅井 照久
	11番 松浦 正博	12番 松浦 崇	13番 西山 剛
	14番 相澤 早苗	15番 川村 吉則	

欠席委員推進委員 4番 齋 重昭

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第3回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第3回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 松浦 朋子 委員 4番 大友 政基 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

第2班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年7月29日提出。

番号1、大字・字・地番、高館熊野堂字中沢後47番1、地目は登記現況共に田で登記面積は962㎡です。転用目的は駐車場及び植木の仮置き場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり156円、総額で15万円になります。資材置場、

仮植場及び駐車場として使用し、駐車場は12台分です。

議案第1号1番につきましては、7月25日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人代理より実情を聴取いたしました。位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、相互台の公民館から700mほど西南西に位置しています。譲渡人と譲受人の父は、仕事を通じて友人関係にあり、譲受人が営む事業において、既存の事業用地が手狭なため、適地を探していたところ、友人関係にあった譲渡人から申出があり、今回の申請に至ったものです。駐車場及び植木の仮植場については、東側から西側に傾斜となっており、盛土は行わず、駐車場及び資材置場区域を整地し、碎石を敷き植木の仮植場区域は現況利用とし、手を加えないとのことです。雨水は、自然浸透により処理するとのことでした。南側に市道の側溝が隣接しており雨水が多量であっても申請地の周辺農地は、段々で高低差があることから影響を与えないと考えられます。獣害被害は、実のなる植木は置かないとのことから、進入防止対策を行わないとのことでした。また、整地の際は北から南側に傾斜をつけて整地すること、更には、周辺農地に支障が無いよう適宜草刈りを行い、植木の仮植場の西側に隣接する農道からの乗り入れは行わないよう指導しました。

以上、1番につきましては、申請内容に問題は無いものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第1号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番は、駐車場及び植木の仮植場へ転用であり、草刈の適宜実施、乗り入れ口を限定し周辺農地に影響を及ぼさないようお願いしました。土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

以上、1番については、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

教えていただきたいことがありまして、議案書2ページの公図ですが、申請地に隣接している地番47番2、地目田の所有者は名取市とあるのですが、これは名取市が水田を所有し耕作しているということなののでしょうか。それからもう1点、近隣の農地所有者の方々は水稻を作付けしているようですが、境界にはL型側溝や土嚢等を置いたりはしないのでしょうか。自然浸透で対応とのことでしたが、突発的な豪雨に対する対策はとられているのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

渡邊委員からの質問は、名取市所有の田があるようだというのですが、事務局回答をお願いします。

○ 事務局（仙石局長）

議案書２ページの公図ですが、名取市所有の田と入っておりますが、市道の拡幅により現況は市道もしくは水路というような状況となっております。

○ 議長（引地長一会長）

もうひとつの質問の方ですが、隣接する農地との境界には、Ｌ型側溝等を入れるのということで、担任委員会では、どのようにお聞きしていたのでしょうか。

○ ２班代表委員（昆布谷功治委員）

地番５０番１と接する申請地の北側の部分ですが、５０ｃｍほどの段差の法面があり、下の方に申請地の水田があります。申請地の土砂の流出防止のため土嚢などが必要なのではないかとの話がでましたが、最終的にはそこまで必要はないとなりました。整地して砂利を敷いて転圧し、大雨が降った場合に大量の水が５０番１の水田の方へ流れない様に、申請地の水田を北から南に傾斜をつければ影響は出ないのではないかと判断しました。

○ １４番（大内繁徳委員）

補足させて下さい。２班の担任委員の大内です。ただ今昆布谷代表委員が説明したとおりですけれども、申請地４７番１は北側の５０番１から４０ｃｍほど下がった水田なのですが、４７番１の畔から少し入ったところから砂利敷いていただき、道路の方にも少し傾斜をつけていただいて、大雨が降っても５０番１の水田には影響が出ないようにということで、担任委員会の時に指導しました。水路がほぼほぼ無いような水利で耕作を行っている水田ですので、実際大雨が降った時の排水は、名取市の方で道路拡幅の際側溝をつけていただき、その側溝に水がいくよう対処されております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

この説明でよろしいでしょうか。

○ ８番（渡邊正明委員）

はい

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。なしとの声がありましてので、採決に入ります。

議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年7月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、閑上字太子堂100番、地目は登記・現況共に田で、登記面積1,937㎡、閑上字新狐島216番3、地目は登記・現況共に田、登記面積2,883㎡、面積計4,820㎡。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は149a、世帯員6人、労力人は3人で、後継者への贈与です。

番号2、大字・字・地番は、上余田字吉原307番、地目は登記・現況共に田で、登記面積は1,039㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は244a、世帯員8人、労力人は5人です。後継者への贈与です。

番号3、大字・字・地番は、堀内字梅61番、地目は登記・現況ともに田です。登記面積は1,137㎡、権利種別は使用貸借です。貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は189a、世帯員3人、労力人は3人です。使用貸借権の設定で、後継者への使用貸借です。使用貸借期間は、令和6年8月1日より永年間です。

番号4、大字・字・地番は、愛島塩手字下田155番2、地目は登記・現況ともに田です。登記面積は1,985㎡、権利種別は使用貸借です。貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は183a、世帯員4人、労力人は2人です。使用貸借権の設定で、後継者への使用貸借です。使用貸借期間は、令和6年8月1日より永年間です。

番号5、大字・字・地番は、愛島塩手字北野107番1、地目は登記・現況ともに田、登記面積501㎡、愛島塩手字下田155番1、地目は登記・現況ともに田で、登記面積8,011㎡、面積計8,512㎡、権利種別は使用貸借です。貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は183a、世帯員4人、労力人は2人です。使用貸借権の設定で、後継者への使用貸借です。使

用貸借期間は、令和6年8月1日より永年間です。

番号6、愛島塩手字北野123番1、地目、登記・現況共に田、登記面積914㎡外、地目登記・現況共に田が4筆、面積計2,295㎡、地目登記・現況共に畑が5筆、面積計4,665㎡、面積10筆合計7,874㎡です。権利種別は使用貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は183a、世帯員4人、労力人は2人です。使用貸借権の設定で、後継者への使用貸借です。使用貸借期間は、令和6年8月1日より永年間です。

議案第2号につきましては、7月25日の担任委員会において1番から6番について写真により確認をいたしました。1番2番につきましては、後継者への贈与であり、3番から6番は後継者への使用貸借です。いずれも同居する後継者に対する申請であり、許可について問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第2号1番から6番について、担任委員会で写真判断ということで調査をいたしました。1番2番について後継者への贈与で、3番から6番は後継者への使用貸借になります。写真による確認でしたが、いずれも、適切に管理されておりまして、今後同様に管理を行うのではないかと考えられます。以上から1番から6番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 議長（引地長一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書13ページをご覧ください。議案第3号「農業経営基盤強化促進

事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和6年7月8日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年7月29日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件、6,692㎡、更新0件、合計3件、6,692㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆5,263㎡、畑2筆1,429㎡、合計6筆6,692㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定3件。

② 賃借権の存続期間。5年2件、10年1件。

③ 借賃（10a当り）。

5,000円1件、6,000円1件、20,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年7月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書14ページのとおりです。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（引地長一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認いたします。

いまいなところがあるので確認していきたいと思います。

《報告事項（1）農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る賃借料の変更について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

《報告事項（4）農地法第3条の規定による許可証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）「農用地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る賃借料の変更について」、（2）「農地賃貸借権解約について」、（3）「非農地証明願出について」、（4）「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（１）、から報告事項（４）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

〔８月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔８月５日、東松島市で開催の宮城県農業会議主催新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会修会についての説明を行った。〕

〔８月２９日、大河原町で開催の宮城県農業会議主催農業委員・農地利用最適化推進委員研修会修会についての説明を行った。〕

〔総会終了後、「令和６年度名取市農地パトロール（農地利用状況調査）推進会議」を開催することを連絡した。〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは、第３回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後２時４５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年7月29日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員 3番

松浦 朋子

署名委員 4番

入 石 玲 奈